

## 帯広市水防計画の修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第2節 水防の責任等 1 帯広市	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団の設置 (2項目の追記)</li> <li>地下街等の所有者への必要な指示等の公表の追記</li> </ul>
	2 北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道水防協議会の設置</li> <li>水防信号の指定</li> <li>水防団員の定員の基準の設定 (3項目の削除)</li> </ul>
第4章 予報及び 警報	第1節 気象庁が行う気象予報及び警報 1 種類及び発表基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報についての文言の修正</li> </ul>
	2 警報等の伝達経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯広市地域防災計画に合わせて変更</li> <li>帯広測候所より北海道(危機対策課)への伝達を明記</li> </ul>
	第2節 洪水予報河川における洪水予報 1 種類及び発表基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報を行う河川のうち、札内及び南帯橋の削除</li> </ul>
	2 警報等の伝達経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>表題を「洪水予報の伝達経路」とし、北海道水防計画の伝達経路に合わせて変更</li> </ul>
	第3節 水位周知河川における水位到達情報 2 伝達経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道水防計画の伝達経路に合わせて変更</li> </ul>
	第4節 水防警報 ▼ 基準点水位 (m)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防警報を行う河川のうち、札内及び南帯橋の削除</li> </ul>
	3 警報等の伝達経路及び手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>表題を「警報の伝達経路」とし、北海道水防計画の伝達経路に合わせて変更</li> <li>北海道(河川課)を北海道(維持管理防災課)に課名変更</li> </ul>
第5節 決壊通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道水防計画の伝達経路に合わせて変更</li> </ul>	
第5章 気象予報等の情報 収集	▼ 市町村向け情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災気象情報提供システムのアドレスの変更</li> </ul>

章	節	主な修正内容
第6章 ダム・水門等の操作	第3節 ダム情報連絡システム	・北海道（河川課）を北海道（維持管理防災課）に課名変更
第7章 通信連絡	第1節 水防通信網の確保	・第一管区海上保安本部通信施設、及び自衛隊通信施設の追加
第8章 水防施設及び輸送	第1節 水防倉庫及び水防資機材	・水防用土砂の堆積場所の「帯広地区河川防災ステーション敷地内」を削除
第9章 水防活動	第1節 非常配備態勢 (1) 市の非常配備基準	・第2次注意態勢の配備職員の欄に「その他の所属長は自宅待機」の文言を追記
	(2) 消防機関の非常配備基準	・表題を「消防機関の非常配備と態勢」とし、帯広市地域防災計画に合わせて変更
第10章 水防信号、水防標識等	第2節 水防標識	・北海道水防計画に合わせて訂正
	第3節 身分証票	・水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票の新設
第11章 協力及び応援	第1節 河川管理者の協力	・河川管理者名の訂正、及び河川に関する情報提供に「CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等」を追記 ・(4) 備蓄資機材に「(災害対策用機械含む)」の文言を追記 ・リエゾンの派遣に関する文言の整理
	第4節 自衛隊の派遣要請	・派遣要請先を「知事」から「知事（十勝総合振興局長）」に訂正

## 資料編

	項目	主な修正内容
資料1	重要水防箇所	・平成26年度帯広開発建設部の重要水防箇所評定一覧表によるもの。